

☆2カ月前☆

[illegible]

☆ | 1カ月前 ☆

[illegible]

☆介護保険移行フローチャート☆（メモ：Q&A疑問・知りたいことなど）

	介護保険は、65歳から利用できるようですが、いつから誰に相談すればよいですか？
	→モニタリング時などに、”どんな制度なんだろう？””65歳になったら、今、利用している福祉サービスが継続できるのだろうか？”など、気になったら、担当の相談支援専門員さんや通所先の職員やグループホームの職員に聞いてみましょう。 聞く方がいない場合は、障がい福祉課の担当ケースワーカーに聞いてみましょう。
	65歳以下の年齢でも利用できますか？
	40歳～64歳の方で、特定疾病により、介護や支援が必要になったとき、大和市の認定が受けられれば、利用出来る場合もあります。詳しくは、支援者や大和市役所の障がい福祉課（046-260-5666）、人生100年推進課いきいき係（046-260-5613）、地域の地域包括支援センターに聞いてみましょう。
	介護保険のサービスを利用開始できる期日は、65歳の誕生日からですか？
	基本、誕生日 前日 から利用可能です。（例： 12月5日 誕生日の場合、 12月4日 ～利用可能です。）
	主治医は必要ですか？
	はい、必要です。介護保険を申請するために、『医師の意見書』が必要になります。 『医師の意見書』を書いていただく医師が主治医になります。
	介護保険被保険者証はいつ届きますか？
	介護保険被保険者証が届く時期は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳から64歳）で異なります。 第1号被保険者（65歳以上の方） 原則として、65歳の誕生月の2ヶ月前に、大和市から自動的に郵送されます。 第1号被保険者には、被扶養者や生活保護受給者を含め、全員に交付されます。 第2号被保険者（40歳から64歳の方） 医療保険に加入している40歳から64歳の方は、特定疾病が原因で要介護認定の申請をし、認定結果が出た場合、または介護保険被保険者証の交付申請をした場合にのみ交付されます。

☆介護保険移行フローチャート☆（メモ：Q&A疑問・知りたいことなど）

	介護保険負担割合証とはどんなもので、いつ届きますか？	
	新年度分の「介護保険負担割合証」は介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、毎年7月下旬に送付します。有効期間は8月1日～翌年7月31日までです。 (注意)新たに要介護認定を受けた方には、随時交付します。 介護認定を受けている方が介護保険のサービスを利用される際のご自身の負担割合が何割かを示すものです。 介護保険のサービスを利用するときには、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を介護保険のサービス事業所に提示し、この負担割合に応じてサービス費用の1～3割を支払います。	
	介護保険の認定調査で非該当になった場合でも利用できるサービスはありますか？	
	基本チェックリストを使用して、事業対象者となった場合、総合事業（ホームヘルパーとデイサービスのみの対象）が利用できる場合もあります。 *65歳以上でないと利用できません。 詳細は、人生100年推進課いきいき係（046-260-5613）、地域の地域包括支援センターにお問い合わせください。	
	65歳以降も心身障害者医療費助成制度は利用できますか？	
	医療保険に加入している方で以下のいずれかに該当する方。 (ア) 1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (イ) 知能指数35以下の方（療育手帳A1・A2の該当者） (ウ) 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数50以下の方 (エ) 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（入院医療費は助成対象外） ただし、下記に該当する方は、助成の対象外となります。 65歳以上で新たに障がい者に認定された方。ただし、65歳に達する以前から、障がい者に認定されている方は、助成の対象となります。（平成25年1月から）	
	介護保険へ移行した後、車いすや補装具を福祉用具として作成できますか？	
	介護保険のサービスであるものが優先なので、車いすに関しては、介護保険のサービスで福祉用具貸与の中に車いすのレンタルがあるので、そちらになります。 ただし、個別の状態によって異なるので、詳細は、障がい福祉課（046-260-5666）にお問い合わせください。	
		
		
		